



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 6 号 令和元年 1 2 月 1 0 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 1	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
5 6 2	土地改良区の清算人の退任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 6 3	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
5 6 4	同	同
5 6 5	同	同
5 6 6	同	同
5 6 7	同	同
5 6 8	同	同
5 6 9	同	同
5 7 0	同	同
5 7 1	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 7 2	平成 3 0 年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を公表する件	出納局会計課
5 7 3	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	同

【告示】

番 号	表	題	担当課名
5 7 4	同		同

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
5		放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	
名称	所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
合同会社RELY	徳島市新南福島二丁目一番一七号	リライ訪問介護ステーション	徳島市大和町二丁目八・三池田ハイツC一〇号室	訪問介護	令和元年十二月一日

徳島県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
入延土地改良区

二 退任清算人

氏名	住 所
湯城豊勝	那賀郡那賀町延野字北ノ前四五 一
榎本敬典	同 字榎王二四 一
東勝秀	同 入野字入ノ段四三
中田公司	同 延野字殿谷八四
生本信吾	同 牛輪字見こくり八〇

徳島県告示第五百六十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字小谷三九八の七、四〇一の三から四〇一の五まで、四〇一の七、四〇一の八、四〇一の一四、四〇二の一、四〇二の二、四〇五の一、四〇五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百六十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市山川町日鷲谷八の二、九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百六十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町掛盤字上榎回り二四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百六十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町毛田一〇九二、一〇九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

東みよし町毛田一〇九二・一〇九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る）。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百六十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町西納字高張二の一、字栗の谷一三、字かくれごや九四

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百六十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町内山字立石三〇

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百六十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

鳴門市北灘町鳥ヶ丸字本谷一〇、一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本谷一一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百七十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

阿波市土成町宮川内字藤ヶ内二一の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	4 4	路線名	三好郡東みよし町西庄字 野根上一九二番二地先か ら 同 で 一九二番一地先ま 同		区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			新	旧			八・三 〇・一 一・三	二 五・二

徳島県告示第五百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条第六項の規定により、平成三十年徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県出納局会計課、徳島県東部県税局吉野川庁舎、徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百七十三号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月十六日から施行する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一の3の(三)の表本店の項の項名を「本店営業部」に改め、同項中「徳島市西船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表両国橋支店の項及びびかちどき橋支店の項中「徳島市東船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表本店営業部新聞放送会館出張所の項中「徳島市西船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表横浜支店の項の次に次のように加える。

本店営業部法人営業センター出張所

徳島市西船場町二丁目

徳島県告示第五百七十四号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年一月一日から施行する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の1中「株式会社徳島銀行」を「株式会社徳島大正銀行」に改める。
 二の3の(三)の表藍住支店ゆめタウン徳島出張所の項の次に次のように加える。

大阪中央営業部	大阪市中央区今橋二丁目
玉造支店	大阪市東成区玉津一丁目
森小路支店	大阪市旭区高殿六丁目
美章園支店	大阪市阿倍野区美章園三丁目
総持寺支店	大阪府茨木市総持寺台
萱島支店	大阪府寝屋川市萱島本町
高見の里支店	大阪府松原市高見の里三丁目
千代田支店	大阪府河内長野市千代田南町
国分支店	大阪府柏原市国分西一丁目
浅香山支店	大阪府堺市北区東浅香山町一丁
恩智支店	大阪府八尾市恩智中町二丁目
堀江支店	大阪市西区北堀江四丁目
高井田支店	大阪府東大阪市高井田西六丁目
東大阪中央支店	大阪府東大阪市御厨中二丁目
国分支店堅下出張所	大阪府柏原市大県二丁目
恩智支店高安出張所	大阪府八尾市恩智中町二丁目

京都支店	桃山支店	伊丹支店 稲野出張所	伊丹北支店 宝塚山本出張所	伊丹北支店	伊丹支店	東神戸支店	大阪北支店 西天満出張所	大淀支店	大阪北支店	千代田支店 狭山出張所
京都市下京区五条通室町西入東鋸屋町	京都市伏見区桃山町大島	兵庫県伊丹市昆陽六丁目	兵庫県伊丹市北野一丁目	兵庫県伊丹市北野一丁目	兵庫県伊丹市昆陽六丁目	兵庫県神戸市灘区船寺通一丁目	大阪市北区西天満四丁目	大阪市北区豊崎三丁目	大阪市北区南森町一丁目	大阪府河内長野市千代田南町

徳島県公安委員会規則第5号

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月10日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則（平成17年徳島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）を次のように改める。

(表)

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">受理年月日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> </table>	受理年月日	年 月 日	受理番号		登録年月日	年 月 日	登録番号	
受理年月日	年 月 日								
受理番号									
登録年月日	年 月 日								
登録番号									
<p>登録申請書</p> <p>道路交通法第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">(主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">(名 称)</p> <p style="text-align: center;">(代表者の氏名)</p>									
(ふりがな) 法人の名称									
主たる事務所の所在地	電話() -								
法人の種類	1 株式会社 2 財団法人 3 社団法人 4 その他()								
(ふりがな) 代表者氏名									
(登録更新申請の場合のみ記載)									
登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録								
登録通知書に記載されている登録番号	第 号								
添付書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[法人関係]</p> <p>定款・寄付行為等</p> <p>登記事項証明書</p> <p>役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>資機材を保有する旨の誓約書</p> <p>駐車監視員資格者証の写し(2名以上)</p> <p>事務所に係る資料</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[各役員関係]</p> <p>住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</p> <p>診断書</p> </td> </tr> </table>	<p>[法人関係]</p> <p>定款・寄付行為等</p> <p>登記事項証明書</p> <p>役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>資機材を保有する旨の誓約書</p> <p>駐車監視員資格者証の写し(2名以上)</p> <p>事務所に係る資料</p>	<p>[各役員関係]</p> <p>住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</p> <p>診断書</p>						
<p>[法人関係]</p> <p>定款・寄付行為等</p> <p>登記事項証明書</p> <p>役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>資機材を保有する旨の誓約書</p> <p>駐車監視員資格者証の写し(2名以上)</p> <p>事務所に係る資料</p>	<p>[各役員関係]</p> <p>住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</p> <p>診断書</p>								
記載要領 印欄には記載しないこと。									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「^{きんこ}禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第9号（裏）中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第13号中「受講番号」を「受検番号」に改める。

別記様式第15号（表）を次のように改める。

（表）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日
資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

印

申請者	本籍				
	住所	〒 - 都道府県			
		電話 () - (自宅・携帯)			
	(ふりがな)		性別	男・女	写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏名				
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その他				
他の連絡先	電話 () -				
証明書	番号				
	交付年月日	年 月 日			

添付書類	修了証明書又は認定書
	住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	診断書
	誓約書
	写真2枚（うち一枚貼付）

記載事項 1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第16号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。